

令和6年度

第9回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年11月11日（月）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第9回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和6年11月11日（月）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 第二庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年11月11日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和6年11月11日 午後1時46分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 1名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	×	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	15番 村田 新一 16番 宮原 久子					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	局 長 橋本 英樹 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（第11回）の決定について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第11回）の決定について 日程第7 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） それでは、開会いたします。起立願います。礼。御着席ください。ただいまから令和6年度第9回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。11月に入りまして、まだ暖かくて、雨の量も多くてですね、農作業等に支障を来しているのではないかと思います。しかし、体調管理はですね、十分気をつけられて、励んで頂きたいと思います。本日は、1番、北川委員より欠席の通告がありましたので、報告します。本日の出席委員は26名中25名で、定足数に達しておりますので、総会が成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、15番、村田新一委員。16番、宮原久子委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は2ページから3ページです。今回は8件の合意解約です。解約理由について、84番は、第三者貸付けのため、85番は契約内容変更のため、86番から90番は、経営規模縮小のため、91番は利用権設定移行のためとなっています。以上、報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は4ページから5ページです。今回は、農地パトロールにより、10筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、深田地区、畑10筆、4,197㎡です。以上、報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は6ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号21番について、資料8ページを

御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆、地目は台帳現況ともに田、面積は合計で2,182㎡、移転する契約は贈与による所有権移転です。資料10ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

次に、申請番号22番について、資料17ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町外の法人です。移転する土地は1筆で、地目は台帳現況ともに畑、面積は1,175㎡、移転する契約は、総額25万円の売買による所有権移転です。資料19ページを御覧ください。譲受人は申請地にイタリアンを栽培される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第4班の現地調査がありましたので、申請番号21番の案件について15番委員の村田委員より、申請番号22番の案件について7番委員の中村幸二より報告をお願いします。

○15番委員（村田 新一君） 15番の村田です。農地法第3条による許可申請について、21番の案件について説明します。譲受人、譲渡人、両方とも、あさぎり町の方です。親子関係にあらわれて、贈与による移転になります。ページ数は7ページから15ページになります。15ページを御覧ください。場所的には上村小学校から南、両方とも約1キロぐらいのところにあります。現在そばを作付されてましてきれいに管理されていました。その後は水稻ということでございますので、何ら問題はないかと思いますので、審議方よろしくをお願いします。以上です。

○7番委員（中村 幸二君） 7番委員の中村幸二です。農地法第3条の規定による許可申請について申請番号22番の案件についてですが、午前中に現地調査を行いましたので報告いたします。資料は16から23ページになります。まずは23ページを御覧ください。地目は畑、面積は1,175㎡です。申請地は、あさぎり中学校から東に約300m、上総合運動公園から約東に30mほどです。譲渡人、譲受人ともに町外の方ですが、譲渡人は、元は申請地の隣に住んでおられました。現在は申請地は荒れておりますが、譲受人がその近くの畑等も以前購入されており、今後、イタリアンを作付されるという予定だそうです。特に問題はないと思しますので、よろしくをお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑はないようですので、質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号22番の案件については原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（第11回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画（第11回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は25ページから御覧ください。25ページ上段の385番から34ページ上段の403番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。34ページ下段の404番から36ページ上段の405番までは、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。36ページ下段の406番から40ページ上段の413番までは新規の賃借権の設定です。40ページ下段の414番は、新規の使用賃借権の設定となります。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は41ページです。今回の申請は1件です。44番は売り渡すものです。1段目から8段目は38万8,979円、9段目から14段目は40万8,000円です。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第11回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画（第11回）について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第4回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第4回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい、それでは説明いたします。43ページを御覧ください。1番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。2番は、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。44ページから46ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第4回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第4回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請に

ついてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は47ページから48ページを御覧ください。今回は1件の申出が提出されております。申請番号4番の経営面積は4,976a、経営形態は酪農となっています。町のあっせん基準では、経営形態がその他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積322a以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時46分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月11日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 15番 村田 新一

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 宮原 久子